

## 措置児童等に係る医療事務取扱要綱

### (総則)

第1条 この要綱は、措置児童等が疾病又は傷病（以下「疾病等」という。）により医療の給付を受けた場合における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「措置児童等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の6又は法第27条第1項第3号の規定に基づき措置した児童
- (2) 法第27条第2項の規定に基づき措置した児童
- (3) 法第33条の規定に基づき一時保護している児童
- (4) 法第21条の5の29第1項の規定による肢体不自由児通所医療費又は法第24条の20第1項の規定による障害児入所医療費の支給を決定した児童

2 この要綱において「児童福祉施設」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 乳児院
- (2) 児童養護施設
- (3) 障害児入所施設
- (4) 障害児通所支援を提供する児童発達支援センターその他の施設又は指定医療機関
- (5) 児童自立支援施設

3 この要綱において「医療機関」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関とする。

### (受診券の交付)

第3条 市長は、児童を法第21条の6若しくは法第27条第1項第3号若しくは法第27条第2項の規定に基づき措置し、又は法第33条の規定に基づき一時保護した場合は、受診券（別記様式）を措置児童等が入所する児童福祉施設の長（以下「施設長」という。）又は措置児童等の養育を委託した小規模住居型児童養育事業を行う者（法第6条の3第8項に規定する事業を行う者をいう。以下同じ。）又は里親（法第6条の4に規定する里親をいう。以下同じ。）に交付するものとする。

### (受診券等の提示)

第4条 施設長及び措置児童等の養育を受託した小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「施設長等」という。）は、措置児童等を医療機関に受診させるときは、受診券を医療機関に提示するものとする。ただし、措置児童等が健康保険被保険者証その他医療給付に関する法令に基づく受給資格

証（以下「健康保険証等」という。）を所持している場合は、当該健康保険証等を併せて提示するものとする。

（医療費の審査）

第5条 市長は、医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（診療報酬以外の費用の請求）

第6条 施設長等は、次に掲げる費用を市長に請求することができる。

（1）看護料

（2）移送費

（3）通院費

（4）補装具費

（5）入院室料差額等の健康保険外経費のうち市長が必要と認めるもの（以下「入院室料差額等」という。）

2 施設長等は、前項の請求をするときは、当該費用ごとに請求書を提出するものとする。

3 前項の請求書には、請求する費用の区分に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）看護料 看護内訳書及び看護意見書

（2）移送費 経費内訳書及び移送意見書

（3）通院費 経費内訳書（ただし、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条に規定するタクシー、ハイヤー等（以下「タクシー等」という。）を利用した場合は、領収書等のタクシー等を利用した事実を証する書類も併せて提出するものとする。）

（4）補装具費 経費内訳書及び診断書（ただし、補装具の修理のときは、経費内訳書のみとする。）

（5）入院室料差額等 経費内訳書及び診療意見書

（看護料）

第7条 看護料は、措置児童等が疾病等により基準看護以外の医療機関に入院し、かつ、当該医療機関の従業者以外の者が提供する看護（以下「付添看護」という。）を必要とする場合に支給するものとする。

2 施設長等は、前項の看護料の給付を受けようとする場合は、付添看護をする者を付ける前に市長の承認を受けなければならない。

3 第1項の看護料の額は、健康保険法における介護料の支給の例に準じ、市長がこれを定める。

（移送費）

第8条 移送費は、措置児童等が入院治療又は転院をするため、医療機関に移送されたときに支給する。

2 前項の移送費の額は、健康保険法における移送費の支給の例に準じ、市長がこれを定める。

(通院費)

第9条 施設長等は、疾病等により措置児童等が医療機関に通院する場合は、原則として、児童福祉施設又は里親が所有する自動車（以下「所有自動車」という。）で措置児童等を送迎するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、所有自動車によって通院することが適当でないと認めるときは、医療機関の通院に要する費用を支給することができ

3 前条第2項の規定は、前項の費用の額の確定に準用する。

(補装具費)

第10条 補装具費は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関の医師等が、眼鏡又は補装具を使用する必要があると認めた場合に支給するものとする。

2 前項の補装具費は、生活保護等で利用する公費負担の補装具費と同程度とする。

(入院室料差額等)

第11条 施設長等は、入院室料差額等が発生した場合において、医療上医師が必要としているかを確認し、入院医療機関に対し児童の処遇等の説明をするとともに、入院室料差額等の減免を依頼するものとする。

2 施設長等は、入院室料差額等を支払うことが確定した場合は、速やかに措置している児童相談所に報告するものとする。

(受診券の再交付等)

第12条 施設長等は、受診券について次に掲げる事由が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(1) 受診券を紛失したとき。

(2) 受診券を破損し、又は汚損したとき。

(3) 健康保険証等の記載内容に変更があったとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の届出書の提出を受けた場合は、速やかに受診券を再交付し、又は交換しなければならない。

(その他の事項)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

受 診 券								
公費負担者番号								
受給者番号		施設等番号			児童番号			
受 診 児 童	施設名							
	氏名						男・女	
	生年月日							
	保険証の有無							
	保険証の 記号及び番号							
	保険者名							
交付年月日								
発行機関名及び印								